

第73回日本弁護士連合会市民会議議事録

日 時：2022年（令和4年）9月26日（月）午後3時～午後5時

場 所：弁護士会館17階1701AB会議室

出席者：（委員）

議 長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）

副議長 村木 厚子（元厚生労働事務次官）

委 員 湯浅 誠（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）（Z o o m
出席）

井田 香奈子（朝日新聞論説委員）

河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマ
イル基金事務局長）

太田 昌克（共同通信編集委員、早稲田大学客員教授、長崎大学客員教
授）

清水 秀行（日本労働組合総連合会事務局長）

（日弁連）

会 長 小林 元治

副会長 菅沼 友子、矢倉 昌子、多川 一成

事務総長 谷 眞人

事務次長 木原 大輔、松田 由貴、石井 邦尚、服部 千鶴、杉村 亜紀子、
亀井 真紀、下園 剛由

広報室室長 白石 裕美子

広報室嘱託 李 桂香

（説明者）

河西 ひとみ（NPO法人女性ネットS a y a - S a y a 理事）

上木 一美（同コーディネーター）

原田 直子（弁護士／福岡県弁護士会）（Z o o m出席）

1. 開会

（服部事務次長）

それでは、定刻になりましたので第73回日弁連市民会議を始めさせていただきます。司
会を務めます事務次長の服部です。本日も、どうぞよろしく願いいたします。

なお、事前にご案内のとおり、今回の市民会議も議長とご相談の上、感染予防対策のため
の特例として、Z o o mでの出席を可能とする取扱いを継続しております。

本日は、法律扶助制度の改善提案に関するヒアリングを行うため、NPO法人女性ネット
S a y a - S a y a から理事の河西ひとみ様、コーディネーターの上木一美様に、そして原

田直子弁護士のお三方にご出席をいただいております。原田弁護士は、Z o o mでご出席いただいております。

次に、本日の配布資料を確認させていただきます。資料は2部構成になっておりまして、1部が、ヒアリング資料と記載されているもの、資料番号が73-1-1から73-1-7までです。

もう1部が、委員間討議資料で、73-2-1から73-2-2です。

2. 小林元治日弁連会長挨拶

(服部事務次長)

それでは、はじめに日弁連会長の小林元治から一言ご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

(小林会長)

市民会議の先生方、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は、前回に続きまして、具体的に現場でこういった法律扶助を利用し、問題点を現実に経験をしておられる方々のご意見も承りながら、扶助改革に向けて、いい提言ができればと考えております。今日は、どうぞよろしくお願いたします。簡単ですけれども、ご挨拶とさせていただきます。

(服部事務次長)

小林会長ありがとうございました。続きまして、日弁連執行部のうち、今回初めての出席者から一言自己紹介をさせていただきます。菊池次期事務次長、よろしくお願いたします。

(菊池次期事務次長)

10月1日から事務次長をさせていただき予定しております菊池秀と申します。扶助の関係を担当させていただき予定になっておりますので、本日はいろいろなご意見を伺えればと思っております。よろしくお願いたします。

(服部事務次長)

ありがとうございました。それでは、北川議長、以後の進行をよろしくお願いたします。

(北川議長)

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。本日、湯浅誠委員はZ o o mでのご出席です。よろしくお願いたします。また、本日も清水委員の随員として連合の事務局が会場で傍聴することになっておりますので、ご報告をいたします。

それでは、第73回の市民会議を開会させていただきます。

3. 議事録署名人の決定

(北川議長)

まず、議事録の署名人ですが、井田委員と清水委員を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

4. 議事

(北川議長)

それでは、議題に入ります。お手元に配布されている議題のとおり、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題 法律扶助制度の改善提案について

(北川議長)

それでは、前回に引き続き「法律扶助制度の改善提案について」を検討していきたいと思っております。本日は、前回会議での決定に基づき、有識者ヒアリングを行います。その前に、前回会議において村木副議長からご指摘のあった基礎的な資料やデータについて、資料をご提供いただいておりますので、その内容のご説明をお願いしたいと思います。

それでは、日弁連のほうからよろしくお願いいたします。

(木原事務次長)

総合法律支援本部を担当しております事務次長の木原です。よろしくお願いいたします。

前回、村木副議長からご質問を頂戴いたしました。ご質問の内容は、現在の法律扶助において行われている償還制において、利用者がいくらぐらいの額をどのぐらいの期間で返還しているかということ。また、法律扶助の在り方に関しまして、償還制から給付制にすべきであるという議論をしていただいておりますが、償還制では債務を負担することになる関係で、債務負担ができない、あるいは債務負担が望ましくない類型、すなわち、制度的に給付の制度にしなければ解決できないケースは、こういったケースであるのか、というご質問でした。

まず、月次の償還額、期間の説明に先立ちまして、若干前回は振り返るようなデータでもありますけれども、扶助制度における現状の統計上のデータを法テラスから提供を受けましたので、ご説明申し上げたいと思います。

本日、配布いたしました資料73-1-2をご覧ください。4頁以下です。

まず、73-1-2の資料4頁になりますけれども、法律相談援助の件数の推移ということで、法テラス設立以来の年度別の件数を示しています。平成18年の創設以来、相談件数は順調に伸びておりまして、近年は概ね30万件程度の相談が寄せられております。

令和2年度は、若干減っておりますけれども、これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴って社会活動が低下した影響等もあるのではないかと思います。この相談につきまして、相談内容の内訳が次頁の5頁になっております。こちらは、近時の動向を見ていただくということで、直近5年分のデータの提供を受けています。

内容別の内訳で特徴的であると指摘できるのは、左側から4列目が離婚事件でありますけれども、こちらが20%程度になっております。また、右側から4列目が、自己破産事件で約20%、右側から3列目が多重債務事件で、17%となっております。この結果、60%に

近い事件が家事債務整理事件となっていることが示されています。

一方で、損害賠償事件としては、一番左側の列になりますけれども、10%程度、その他の金銭事件と合わせましても15%程度となっています。

以上は相談の類型を見たものになりますけれども、実際に受任した場合の件数、内容の内訳が次頁以降になっています。

6頁目をご覧くださいだけだと思います。これは、相談から代理援助に移行した場合の年度別の件数を示しています。毎年11万件前後で推移しています。大きな動きは、近年ありません。

また、その次の頁が事件別の内訳の推移ということになっています。こちらも相談の場合と概ね同様の傾向を示していると思われましても、離婚、自己破産、債務整理の受任事件に占める割合は、相談と比較すると更に増加して、70%を超える状況となっています。

このように、近時は、離婚、債務整理事件の割合が高い値で推移しているというような状況にあります。

次に、償還制に関わる論点におきましては、利用者の方がどのような属性の方か、収入等が重要なポイントになると考えられます。そのデータを見ていきたいと思えます。資料は、めくっていただきまして8頁になります。

こちらは前回の市民会議でもご説明を申し上げた表と同じですけれども、世帯別の収入を示しており、無収入の方が約40%、10万円未満の方が15%という状況でした。

さらに、利用者の方の公的給付の受給状況というデータがあります。9頁です。生活保護の受給者が25%弱となっている一方で、何らの支援も受けてらっしゃらないという方も40%を超えるという状況にあります。この方々の多くは、償還のための負担をしているということになるかと思えます。

もちろん、経済状況に応じて償還猶予、あるいは免除という制度も用意されておきまして、猶予につきましては、期間経過後の更新等があるため、比較に適するデータはないということでしたけれども、免除の総額については、次頁10頁に記載があります。見ていただきますと、年間約50億弱ということで推移しています。年間の代理援助の総額が約160億円程度で推移していますので、それなりの金額があるということは言えますけれども、事件類型は先ほど申し上げた特徴があります。家事、あるいは債務整理という特徴、それから利用する方が無収入、あるいは収入があっても低額であるという利用者の資力からしますと、十分な額になっているかどうかということについては、検討の必要性があるものと思われま

す。

以上が、民事法律扶助における償還制の是非を検討する上での基礎的なデータということでご説明申し上げます。

次に、利用者が法律扶助を利用する際に、いくらぐらいの額を、どれぐらいの期間で返還しているかについて、資料をお配りしております。資料は、戻りまして73-1-1です。

こちらは、日弁連がまとめた資料になりますけれども、法テラスの公表資料において、1

人当たりの償還金額の平均等は明らかにされておりません。ただし、契約時に契約者に配布される「民事法律扶助のしおり」というものがありまして、こちらには、目安として記載があります。

例えば、100万円の貸金請求を行ったケースで、着手金と実費が合わせて16万7,000円、離婚訴訟の場合、訴訟の場合ですけれども、着手金と実費で26万6,000円となっています。報酬は8万8,000円となるということなどが記載されていますので、通常、着手金については、このような金額について、利用者の方は償還を求められるということになっています。

また、依頼する事件が重なってまいりますと、様々な事件が更にそこに加わってくるといふことになりますので、もう少し高額な金額を負担されるというケースもあろうかと思えます。

次に、月額償還額です。こちらについても、しおりにおきましては、援助開始決定後、月額5,000円から1万円程度の分割となっています。事件終了後は、原則として3年以内に支払が終わる金額での返済という記載もあります。

私どもの実感としましても、皆さん大体5,000円程度の償還をされているケースが多いのではないかと思います。

また、償還の期間でありますけれども、平均的な数値といったものについては、こちらも公表資料はありませんが、法テラスの扱いを定めている「業務方法書」という規則集によれば、償還期間は終結の時から3年を超えないものとされています。

援助開始を受けますと、事件進行中から償還が始まりますので、援助開始決定から援助終結までの期間を返済し、終結後はそこから3年の期間以内に返済していくということが原則として求められています。実際には、この期間で返済が終わらないというケースも多々あるのではないかと思います。

続きまして、現状の償還制を維持した場合に、解決が難しい類型として考えられる類型についてご説明申し上げます。3点ご紹介をしたいと思います。

まず、未成年者の類型です。未成年者は、法律行為を行うために法定代理人の同意が必要で、単独では債務負担行為である扶助の契約を締結できません。親から虐待を受けている等のケースでは、親権者、親の協力は見込めません。

これにつきまして、日弁連では、会員の特別会費を充てて法律援助制度を別途設けています。これにつきましては、原則給付制を既に採っておりまして、必要な援助を実施しています。件数としては、直近は500件に近づこうかというような状況です。

また、本人による成年後見申立事件につきましても、償還制の下での解決は難しい類型とされています。状況に応じて、ご本人が不安を覚えて、成年後見制度の利用をしたいと考えるケースもあるわけですけれども、現状は後見を申し立てる法的な能力を有する場合であっても、債務である立替金債務を負担するということの意味を十分に理解できないと整理されて、扶助契約の締結はできないこととされています。高齢化が進展する中で、後見制度

という高齢者自身の安全のための制度の活用が阻害される状況は、改善が必要であると考
えられています。

最後に、破産事件と一般事件の同時申込みができないということについても、1点指摘さ
せていただきます。既に冒頭から見ておりますように、近時は破産事件が非常に多い類型で
す。破産される方には、複合的に様々な法的問題に直面している場合が多くあります。破産
する場合には、一般事件の立替金債務についても免責されるという結論になることが多く
なりますけれども、同時申込みでは、そもそも一般事件の立替金については、返済の意思を
持たないと整理をされまして、原則として援助がなされない状況にあります。

早期に様々な法的課題を一挙に解決するという事は、当事者の自立や再生において重
要なことであると考えられておりますけれども、償還制である限りにおいて債務負担行為
である一般事件の援助は、現状は困難な状況となっております。

以上、村木副議長のご質問にお答えするような形でご説明申し上げます。

(北川議長)

どうもありがとうございました。ただ今の執行部からのご説明について、ご質問やご意見
はございますでしょうか。太田委員、よろしくお願いします。

(太田委員)

太田です。今のご説明で、73-1-1の2/27のところに出てきた未成年者のデータ
ですけれども、2021年が490件ということで、2015年と比較すると倍ですね。こ
のデータの推移、なぜこれだけ急増しているのか。倍増しているのか。何か背景をお知りで
あったら、ちょっとお教えいただきたいと思います。

(木原事務次長)

このデータは子どもの関係での援助ということになっておりますけれども、近年、広報が
進んできているということもあります。日弁連の援助制度に関しましては、日弁連の会員が
十分把握しないとなかなかお勧めできないということもありますけれども、近時はだいぶ
その辺りの周知が進み、利用が増えているという状況もあります。

(小林会長)

やはり虐待事件では、当局が認知したケースも相談数が増えています。これはうなぎ上り
というか、最近の数字でも、認知されただけで20万件だったですね。これは10年ぐら
い前は半分以下ですから、そういった実数も増えているという背景があると思います。

(北川議長)

よろしいですか。

(太田委員)

ありがとうございました。

(北川議長)

他によろしいですか。それでは、もしご質問があれば、またその都度いただくといたしま
して、次に進めさせていただきます。

それでは、法律扶助制度の利用の実態等について、有識者ヒアリングを行います。本日は、NPO法人女性ネットSay a - Say aから理事の河西ひとみさん、コーディネーターの上木一美さん、そして弁護士の原田直子さんの3名にお越しいただいております。お三方、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、原田さんに10分程度お話をいただき、委員の皆様との質疑応答をお願いできればと思いますので、原田さん、よろしくお願いたします。

(原田弁護士)

私は、福岡で女性弁護士8人で弁護士法人女性共同法律事務所を運営しております。今日は、発言の機会を与えていただき、大変ありがとうございます。

私どもの事務所は、名前のおり女性の弁護士による女性のための法律事務所です。取扱業務は、一般民事もありますけれども、性犯罪やハラスメントなど、女性が被害者となる事件が多く、学校事故などもあります。

しかし、最も多いのは家事事件です。特にDVやモラルハラスメントが絡む離婚事件、虐待などの子どもをめぐる事件が多く、当然申立人となる女性や子どもには資力がないことが多いので、法テラスの代理援助や法律援助事業を利用して行っています。

先日、当事務所内での法テラス利用の状況を調べたところ、8人の弁護士が1人当たり40件から60件ぐらい事件を担当していて、多いものでは7割、少ないものでも4割ぐらいは、法律扶助事件であることが分かりました。そのほとんどは離婚事件です。

離婚事件は、離婚するか否かを決断するところから始まります。中には、DVやモラルハラスメントによって心を痛めつけられ、うつ状態になっている方も多くおられます。そのような方々に寄り添いながら、人生の大きな岐路に立って決断ができるように支援しています。

中でも大変なのは、離婚後の生活の見通しを立てることです。正職で働き続けてこられた方は、夫婦に一定の資産があつて、財産分与が見込まれる方は、少し生活の質を落とせば何とかかなりですが、そうでなければ子どもを引き取って育てられるかが問題で、離婚するか否かの判断にも大きく影響するのが実際です。

もちろん、弁護士費用の負担も大きいですが、多くの方は夫と対等に闘うことに恐怖を感じられており、弁護士の支援を求められます。その意味で、女性の中には、法テラスがなければ弁護士にアクセスできないという方が、たくさんおられるということをご理解いただきたいと思います。

しかし、現在、法テラスの代理援助費用は償還制となっていますので、私たちも当事者の方の負担を考えながら仕事をせざるを得ません。相手に資力があつて、慰謝料や財産分与が見込めるケースは、相手から受領したものから払っていただくことができますが、そうでなく離婚と養育費がせいぜいという場合には、その後の生活を考えると、何とか償還免除できないかを考えます。

生活保護や生活保護に準じると認められると免除されるのですが、現在の収入が少なく

でも、高齢者や障がい者でないと潜在的な稼働能力があるということで、生活保護に準ずる免除は認められません。

本日は、私が担当した方の例を挙げてご説明したいと思います。資料を用意しましたMさんは、現在40代の保育士、幼稚園教員の資格をお持ちの方ですが、5年前に突然夫が家を出て離婚を求められてしまいました。その前から不貞の疑いを持っていたのですが、相手の女性のSNSなどから不貞の確信を強めておられました。

はじめは離婚したくないと思っておられたようですが、夫のあまりにも無責任な態度から離婚を決意され、法テラスを使って離婚の交渉事件として受任しました。

先ほどの資料で、離婚事件の訴訟事件の金額が書いてありましたが、交渉事件から調停事件、訴訟事件と発展しますと費用負担が大きくなりますので、この方は多少不満があっても、交渉事件で終わりたいということで、交渉事件としてのご依頼を受けました。

交渉の経過を示したものが、73-1-3です。約7か月間で離婚が成立し、生活費と償還金及び養育費に関する報酬の支払状況が資料2となります。着手金と実費合計で10万6,400円を5,000円ずつ1年半かけて払われました。原則は、養育費のはじめの2か月分を私が預かって償還に充てないといけないのですが、そんなことをしたらMさんは生活できませんので、これは本人にお渡しし、ご本人はそのまま5,000円ずつ償還されたようです。

そして、資料3は、Mさんの生活実態です。後で読んでいただくとして、概要をお話ししますけれども、約半年に一度、児童手当か児童扶養手当が入ったときに養育費に関する報酬を数か月分払っていただきました。子どものための手当であり、法律扶助を受けるときの収入の基準にはこの手当は基準に入らないのですけれども、養育費の報酬のために使ってください本当に胸が痛かったです。

今回、改めてお話を伺ったときにも、大変でしたねと申し上げましたら、努力していたので当然だけれども、払わなくていい制度にしていただけなら協力しますと言っていただきました。

上のお子さんは今年高校受験です。彼女はそのために一生懸命お金を貯めています。子どもたちの習い事は全てやめ、進学、進級に必要なものはできるだけお下がりを探し、暑くても寒くても家族3人で同じ部屋で過ごし、光熱費を節約し、通勤は毎日自転車頑張っておられます。

福岡市の助成制度の適用で、この夏休みから上のお子さんは塾に行けるようになりました。この家族にとってこの3年間で支払った約25万円の支払がどんなに大変だったか、是非想像していただきたいと思います。

この辺りは、後でご報告いただく女性ネットSay a - Say a さんが出されている当事者の声と共通するものだと思います。この方は、交渉事件で離婚でき、養育費も継続して支払われましたので、報酬もいただきました。それで立ち入ったところまでお話を聞くことができましたけれども、しかし、2年分の養育費を支払われない方もおられます。

相手から入らない場合もありますし、入ってもその報酬を払えないという方です。例えば、夫からの暴力を受けてきたYさんは、3人のお子さんを連れて緊急一時保護を受け、その後母子支援施設に入所されました。

もともとはパートで働いておられましたけれども、一時保護を受けた段階で退職し、この母子支援施設に入りますと、それまでの生活を断ち切る必要がありますので、働いていた人も一旦はその仕事を辞める必要があるのです。そこで母子支援施設では、生活保護を受けることになりました。

離婚の交渉事件として受任しましたけれども、交渉では上手くいかず、調停によって離婚が成立しました。夫の収入は少ないために養育費は3人で4万5,000円でした。着手金は、保護受給中のため償還免除になりましたが、保護受給中でも相手から金員を受け取ったときには、そこから償還を求められます。養育費から毎月4,950円を2年間弁護士に払うようにという決定が出されました。

しかしその後、Yさんは働き始めて、母子支援施設を出ましたが、報酬の支払は止まったままです。このようなケースは珍しくありません。いわゆる手に職のない中年の女性が働きながら子どもを育てるのに、毎月5,000円の支払は大変なのです。Yさんではありませんが、やはり償還が遅れがちな方で、スーパーでパートをしている方は、夜7時以降に30%引きや半額になったお惣菜やお弁当を買って帰って、冷凍しておいて食事に充てているという方もおられました。

当事務所では、今年8月に27人の方から養育費や監護費用の報酬を振り込んでいただきました。2か月分とか3か月分という方がかなりおられて、児童手当とか児童扶養手当などで払っておられるのだなと想像されます。

もちろん、毎月毎月払うと振込手数料が大変という方もおられます。それでまとめて払うという方もおられますけれども、振込手数料はかかるけれども、毎月払わないと滞るからと月1,650円の報酬を毎月振込んでこられる方もおられます。本当に頭が下がります。

このようなひとり親の実態をご理解いただき、自己の権利の実現を図るために安心して弁護士にアクセスできる制度の構築にご尽力いただけますよう、心からお願いします。

私たち弁護士も、財産分与や慰謝料が取れる離婚事件ばかりであれば、こんな苦勞をすることはありません。しかし、この制度がなければこの方たちは泣き寝入りするしかない。1人で裁判所に呼び出されたらどうなるだろうと思うと、費用の説明をするとき、併せて法律扶助制度をご説明して、積極的に利用していただくようにしています。

実を言えば、私たちも歯を食いしばって働いています。DVの離婚事件をたくさん受任している全国の女性弁護士の多くが、そんな気持ちで働いていると思っています。73-1-3の裏面をご覧ください。養育費の報酬の請求をするのにも本当に気を使います。2年間養育費から報酬を直接いただかなければならない。言葉を変えれば、法テラスに代わって取り立てなければいけない私たち、弁護士の辛さにも思いを寄せていただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

(北川議長)

原田さん、どうもありがとうございました。引き続きまして河西さん、上木さんをお願いをいたします。同じく10分程度お話をいただき、その後、質疑応答をお願いできればと思います。原田さんも、その時までよろしく願いいたします。それでは、河西さん、上木さん、よろしく願いいたします。

(河西ひとみNPO法人女性ネットS a y a－S a y a理事)

皆さんこんにちは。今日は、お招きありがとうございます。私はNPO法人女性ネットS a y a－S a y aで理事をしています河西ひとみと申します。よろしく願いいたします。

私は、S a y a－S a y aが運営しているステップハウス、いわゆる女性の被害者の方たちに利用いただくステップハウスの管理人として、8年間勤務させていただきました。現在は、23区内の区のDV相談員もしております。その中で私が感じたのは、やはり皆さん経済的に非常に困難であったということが言えると思います。そのことも、これから後半、上木から語っていただきたいと思います。

私の方からは、S a y a－S a y aの活動について、お話しさせていただきたいと思います。まず、S a y a－S a y aという言葉、あまりお聞き慣れないと思いますが、これはインドネシア語で、「わたし」を意味しています。わたしは、もう一人のわたしとつながりを持ったときに生きることができる、パンフレットに書かれているとおりです。

また、S a y a－S a y aのミッションとしては、コンセプトとして「暴力・差別のない社会は、女性が安心して暮らせる、子どもにも男性にも生きやすい社会」です。これをコンセプトに、私たちは支援に関わっております。

2000年から活動を開始しましたS a y a－S a y aは、現在、約26万人の方に支援や相談の関わりをさせていただいております。その中のごく一部の人が、直接、S a y a－S a y aに繋がって弁護士相談または法テラスを利用されていることとなります。

その後の切れ目のない支援等は資料等に記載しておりますので、それを見ていただきたいと思います。

私に関わってきた支援の中でも、特に女性の置かれている立場は、非常に厳しい立場でございました。特にお子さんは小学生や中学生、または高校生の方もおられましたが、そこで転校せざるを得なくなって、たどり着いたステップハウスから近所の学校に通うのですが、行くと知らない子どもたち、知らない先生、知らない地域での単独の行動になります。友達には皆ゲームを持っている。でも自分は持っていない。そういった引け目から、だんだんだんだん距離を置いて、最終的には引きこもり、または学校には行かない不登校となるケースが多々ありました。

私たち支援者としては、そういった子どもたち、またはそれに関わる母親の支援を第一にしておりますので、そういった現状も温かい目で見守りつつ、共に同行したり、支援をしていった次第です。

次に上木から、現状について当事者の声を発表していただきたいと思います。

(上木一美NPO法人女性ネットS a y a - S a y a コーディネーター)

S a y a - S a y a で社会福祉士として、ステップハウスコーディネーターをしております上木と申します。河西の後任として、ステップハウス管理人、コーディネーターをさせていただきます。

私は、DV被害当事者でS a y a - S a y a に救われた人間です。では、当事者の声を紹介させていただきます。資料73-1-7のKさんの声ということで、読ませていただきます。

「法テラスを利用して、毎月5,000円ずつ返済をしていました。当初は問題なく返済できていましたが、子どもたちが中学や小学校に入学で制服やランドセル、学用品を用意しなければいけない3月と4月は、特に経済的に厳しく追い詰められました。

子どもが1人なら大丈夫かもしれませんが、4人もいるので普段の出費もかなりあります。子どもの学年が上がるにつれて、習い事をやりたがったり、DVの影響からか学力不振などもあり、学習サポートを利用したくても費用の面で工面が難しかったです。

結局、離婚前から長年続けていた習い事はやめることになりました。母子家庭にとって、習い事は贅沢かもしれませんが、多くのお子さんは複数の習い事をされることは珍しくありません。また、普段は学校があるのでお昼ご飯は給食がありますが、夏休み、冬休み、春休みなど、長期休暇は食費が跳ね上がります。お金の不安はいつもありました。もし、5,000円の支払が免除してもらえたら、子どものために使えるお金が増えるので助かると思います。」

先ほど河西からも説明があったのですが、DV被害者の場合、夫の知らないところに夫の暴力から逃げるために避難しなければなりません。そうしますと、もちろん住居を新しく手に入れなければいけない。それから、それに伴って子どもを同じ学校に通わせると、今度は子どもをさらわれるという危険がありますので、そこも変えなければいけない。

そうしますと、制服が変わります。その他にもいろいろなものが変わります。例えば、私の経験では、中学入学時、制服代プラス体操服だけで10万円かかりました。それ以外にもいろいろと新しくしないといけません。家具なども一緒に引っ越しできる被害当事者の人は、非常に少数です。身一つ、着の身着のままの方も結構いらっしゃいます。そういった状況から立ち上がることの大変さというのを是非知っておいていただきたいと思います。

最後の26/27、Hさんの例も少し読ませていただきたいと思います。

「負のスパイラルなのは、こちらの事情なので申し訳ありませんが、もし弁護士費用の支払の免除があれば、大変助かります。大変お世話になった弁護士さんではありますが、生活費がひっ迫した中での弁護士費用の支払は、率直なところ苦しいと感じております。

実情としては、調停では養育費を22歳まで払うと誠意を見せる条項が盛り込まれたものの、実際は養育費の支払は止まっています。いきなり支払わない状態になったのではなく、振込時期の遅れが続き、履行勧告を依頼。その間、面会交流の第三者機関にはしっかり謝礼金は払うものの、養育費は一方向的に減額した送金となりました。

その後、コロナ禍となり面会交流の延期をせざるを得なくなると、遠距離のため、養育費

が完全に払われなくなりました。養育費は、子どもが生きるためのお金です。その大切なお金を支払わないという父親としても心無い生きざま、責任感ある大人の振る舞いが無い状態で、小学生の子どもは混乱し、生きづらさを抱えています。

生活に追われる実態の中、恐縮ですが、もし弁護士費用の心配がなくなるのであれば、本当に有り難いと思っております。確かに毎月の支払がいつまで続くかと思うと気が重いです。もともと弁護士さんに費用はかけず、子どもたちの生活やこれからの備えて、調停での話し合いでまとまると思っていましたが、婚姻費用の未払いや面会交流のことで折り合いが付かず、相手が弁護士を立ててきたのでやむなく費用は考えず、子どもたちの安全のため法テラスを利用して、弁護士さんをお願いしました。

お願いしたところ、案件ごとの高額な着手金があり、また、現在支払われている毎月の婚姻費用、未払分の支払額から10%の報酬を支払うことになっていますので、子どもたちのためにと考えてしていることではありますが、実際には子どもたちに経済的な大きな負担をかけている結果になってしまい、生活や進学、保険などの備えができず不安な状態です。

子どもたちが成人しても支払が続く高額なローンになっています。この金額をすべて子どもたちのために使えたら、どんなによいかと思います。法テラスの分割払いは有り難いですが、もし返さなくてよければ、息子を行きたい塾に行かせることができます。息子は国立高校に行く夢があります。」

実際、シングルマザーは、とても努力して、いろいろなところで節約します。美容院に行かないというのは当たり前で、年に1回、どうしても入学式がある、そういうときだけちょっと贅沢にお金をかける。そういった感じで生活しているのですが、シングルマザーが働きやすいのが飲食業なので、コロナ禍になってその職場が厳しく切られてしまったり、シフトの回数が少なくなったり、とても苦しい状態になっている。さらにここにきて物価の高騰です。同じ生活をしていても、電気代だけでも大幅に負担が増えてしまう。

子どもがいるので、我慢させるといのがとても厳しい。年齢にもよりますが、赤ちゃんを熱中症にさせるわけにいかないの、どうしてもクーラーをつけざるを得ない。そういった形でどんどん家計がひっ迫しています。Say a - Say aは食糧支援、フードバンクではありませんので、間接的な支援になりますが、DV相談の電話に食料を送ってほしいと要望される方もいらっしゃいます。感覚的ですが、3年前と比べますと、5倍程度そういったケースも増えているように思います。今、子どもの食べる物にまで汲々としなければいけないのが実態だと思います。

まとめのところも少し読ませていただきますが、DVから離れた後のほうが、当事者はずっと大変なのです。精神的にも経済的にも身体的にも、結局シングルマザーだから一人ですべてをやらなければいけない。また、新しい生活の中で、皆様が思っている以上に手続に追われます。行政との手続、それから法的手続、とにかく毎月毎月仕事休んででも役所に行かなければいけません。さらに学校での手続、そういった形で、時間的にも追い詰められている中で、法テラスで弁護士を雇うことができるというのは、皆さん非常に有り難いことだと

思います。

皆さんから法テラス利用させてもらって本当によかったという感謝の声も届いているので、後でお読みください。

DV被害者の場合は、離れても続く支配構造の中で、経済的に自立するには時間がかかります。DVをご存じない方は、なんのことというように思われますが、とにかく今まで人権も侵害され、精神も壊されるのに近い状態にまでいっているのですね。さらに調停や裁判等で本当に心無い言葉だとか、いやがらせをたくさん受けます。

そして、離婚してからも住む場所を変えなければいけないという事態も結構起こってきます。そういう状況を含めて支配と呼んでいるのですが、なかなか経済的に自立するのは時間がかかります。安心・安全を手に入れたというのは、実感的に5年、10年同じ状態が続いてやっと安心かなという感覚が得られる、そんな感じです。

その中で仕事を探すというのは、すごく大変なことです。そのような状況で法テラスの返済をするというのは、本当に脅迫的に女性の精神を圧迫しています。また、逃げてきた女性たちは、非常にまじめです。だから何が何でも支払おうとする。約束を破らないように大変な努力をするのですね。それでも払えない状況が来ってしまうということをすごく気に病みます。

そこで、法テラスの費用を本人が返済するのではなくて、国などの保障でしていただければどんなに彼女たちが安心して早く回復ができるでしょうか。彼女たちが早く回復すれば、社会の一員として元気に暮らして、国に税金を納めてという生活がちゃんとできると思っています。

是非、日弁連で女性たちの声を取り上げて、制度を変えていただくことを望みます。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、お三方のお話に対しまして、ご質問ございましたら、お願いいたします。河野委員、お願いします。

(河野委員)

河野です。ご報告ありがとうございました。お話を伺っていると、胸が苦しくなるような感じになりまして、当事者の皆様が日頃からどのようなご苦勞をされているかというのが伝わってきました。本当にこういったところで、現実の事例を共有することによって、一歩でも前に進めればいいかなと思って伺っておりました。

その上で、いくつか伺いたいのですが、この支援制度は、今回は主に女性の方、それからDV被害者、かつ、その結果として離婚、それからシングルマザーというふうな、対象が一つの類型に収まっているのですけれども、皆様からご覧になって、支援対象がそうした類型の方と、それからそうではない事案、様々ありますけれども、やはり皆様が経験なさっている、社会的弱者になってしまっている女性に特別支援が必要なのか、それとも対象になっている方、経済的要件と法律的な困難があって、法テラスにお世話になれるのであれば、すべからず全ての対象者に対して、この免除と言いましょか、そういった制度があるべき

だと考えられるのか。その辺りをまず教えていただければと思います。

(北川議長)

お願いいたします。

(河西氏)

そうですね、養育費が十分に取れたり、財産分与または慰謝料が取れて、経済的には十分だという方も、もちろんごく一部います。でも、その後の精神的な負担とか、後遺症、または子どもの生活環境の変化等で、それはずっと続きますよね。

ましてや今は面会交流等もうたわわっていますので、そういった子どもへの影響もまだまだ未整備のままなので、法テラスの制度はすごく有り難く、それはそれで利用できる方には、とても有効な法制度だと思います。もちろん、償還ではなくて支払う必要がないということが望ましいのですが、基本的には、やはりDVがなくなるということが私たちの最終的な目的なので、それに少しでも近づくためのいろいろな制度が必要なのかなとは考えています。

(北川議長)

原田先生、いかがでしょうか。

(原田弁護士)

ありがとうございます。私自身は、女性とかひとり親に限るべきだと思っているわけではありません。それは、その方のいろいろな状況で収入が低くて、そしてそれでも弁護士にアクセスする必要がある方のために、こういう制度を利用する必要がある方が利用できるようにするのが、原則だと思います。

ただ、例えば離婚事件は、当然、男性と女性がいますよね。平均的に考えれば結婚後は女性のほうがキャリアを失う場合が多い。離婚した場合の貧困は、女性のほうが多いということがあるので、今のような例のお話をさせていただきましたけれども、男性が子どもを引き取る場合、父子家庭というのもありますし、子どもさんを育てるために仕事を、それまでのバリバリの仕事から、何かアルバイトみたいなものに変えたというような人もいらっしゃるわけではないので、それは収入の基準を考えるとということで、考えられるのではないかと思います。

それから、先ほど木原次長から説明がありましたけれども、破産事件で法テラスを使う方がかなりの割合でいらっちゃって、破産の申立てをされた方自体は支払が困難だということで、免除になる場合も多いのですけれども、私が経験する中では、女性が離婚するまでの間に、生活費のために借金をしているというケースが結構ありまして、その方が破産と離婚と両方で法テラスを利用するというのが、なかなかできません。

先ほどもありましたように、償還金が破産債権に入ってしまうと返さないということになるので、離婚のほうはできないと。代理援助が使えないという矛盾などもありまして、私も少し工夫して事件を受任することもありますけれども、典型的に見ると女性のほうが大変な場合が多いのではないかなと思います。最初に申し上げましたように、いろいろな類型の中で収入が低い方でも安心して弁護士が利用できるという制度が望ましいと思いま

す。

(北川議長)

ありがとうございました。

(河野委員)

ご説明本当にありがとうございました。私がそこから感じ取ったことは、制度とすると公平・公正であるべきだということと、それから、一部の改正とか、緩和とかいうことではなく、全体としてスキームを見直すことによって、より効果が表れる形に変えていくきっかけにしたいと受け取りました。ありがとうございます。

(北川議長)

他にございますか。太田委員、お願いいたします。

(太田委員)

今日はお忙しい中ありがとうございます。

S a y a - S a y a 様のご活動、お聞きしていきまして、一市民というか、納税者として敬意を表したいと、感謝したいと心より思いました。

償還制度の制度設計、これからどうやっていくかということも、ある程度提言していかねばいけないのですけれども、その前提として、皆さん方が近年活動されてこられて、D Vによって身体的にも心も大変な目に遭っていらっしやって、ましてや離婚の後、その後ずっと続くのだというお話が大変印象的だったのですが、この弁護士費用の償還だけでは、話が済まないのではないかと思います。

ここで議論しているのは、償還制度だけなのだけれども、もっと包括的な解決をしないと、未来のある子どもたちのために、何とかしなければいけないなと思っていたのですが、ぶっちゃけたところ、いかがでしょうか。この数年間、民主党政権時代からも振り返っていただきまして、10年ほどの間に皆さん方の活動に対します公的な支援が十分であったかどうかということですね。

それから、皆様方の活動に対する政治の寄り添い方ですね。寄り添う、寄り添うと政治家は口先ばかりで言うのですけれども、皮膚感覚で、お二人のご活動、それから被害を訴えてこられている方々、支援をされている方々、そういった方々に対する血の通ったアプローチというのが、政治や行政からあったのか、ということをお聞きしたいです。

(河西氏)

はっきり言ったら十分にはないというのが正解だと思います。

その代わりにどうしているかという、私たちはNPOなので民間です。もちろん、営利的な目標でやっているわけではないので、福祉に関わる方面のほうが多いのですけれども、どうするかという、助成金ですね。いわゆる、民間や外資系とかそういったところの助成金を血眼で探して、血眼でエントリーして、血眼で勝ち取ってその運用費に充てるという現状があります。

そのため、私のように機会を得れば23区の行政の一部として、委託ですけれども、委託

業務として働く。その代わり、その空いた時間をそこに割くというふうになっています。私が始めたステップハウスの管理人ですが、8年前に始めたときは全て持ち出しでした。車のガソリン代も経費も。支援している方が寒くなったから毛布がほしいと言って、1枚足りないと言えば、うちの押し入れから引っ張り出して、古い毛布を持っていったりとか、うちにあるもの、使えるものはすべて持っていくというような姿勢でいました。

でも、それだとやはり限界が来るので、このままではいけないと思って、やはり外にこうやって声を出していくというのが必要だと思っています。最終的には女性も子どもも、または最近では男性ももちろん被害者がいます。そういった方の支援もすごく必要だと思っています。声を出すことでそれにつながっていくのではないかなと感じています。

ですので、ご質問の答えになっているかどうかなのですが、政治的な面から十分に援助が得られたという体感は、少なくとも私にはないです。

(上木氏)

今の河西のお答えは「ない」という方面なのですが、実は、私、内閣府のパイロット事業として、3年間だけ、仕事として給付金が出ています。一応パイロットなので、この後も続いてくださるとよいのですが、今年で3年目です。

私はシングルマザーなので、本当はS a y a - S a y a の活動が大好きなのですが、さすがに給料がないと子どもを育てていけません。皆さんに助けてもらった恩返しができることと、私がすごく心細かったときに、皆さんに寄り添ってもらったあの大切さというのは、やはり行政ではできなかった、限りがあるところだと思っています。

当事者のときは、人間不信、うつ状態の塊なのです。多分、今の私からは皆さん想像できないかと思いますが、本当にへろへろでした。その状態では、役所の窓口さえも怖くて行けないのです。見つかったらどうしよう。そんな状態の中で、本当に民間団体の活動は素晴らしいものだと思います。ですからこの後の人生、この活動には携わりたいと思っています。ただ、シングルマザーゆえ、まだ今年高校生になった娘がいるゆえ、ちょっと収入のほうはどうにかしなくてはなりません。本当にラッキーなことに、相談員になる前に1年間専門学校に通いました。最短期で資格を取り、それで相談員にならせていただいて、今回は3年間限定ですが、給料が出ているという形になっています。

ですので、是非、もしお声が届くのであれば、私の給料がいただける事業を続けさせていただけると非常に有り難いです。倍以上ご奉仕させていただきたいと思います。

(太田委員)

本音の部分のお話も、上木さんの生活で抱えていらっしゃるお話までしていただきまして、ありがとうございます。個人的な見解ですが、この償還制度の改革は、少なくとも何とか絶対に実現しなければいけないなと思いました。できれば補正予算で組んでもらうというぐらいのスピード感が必要ではないでしょうか。何故なら物価高、エネルギー高で、とんでもないわけですね。明日・明後日生活していく、皆様方が支援されている方々は本当にお困りだと思うので、これはやはり本当に急いだほうがいいと思います。これは個人的な

見解です。

(北川議長)

原田先生、何かございますか。

(原田弁護士)

私自身は、そういうNPOというわけではないのですけれども、私が常々感じているのは、行政のほうで、こういう方たちの支援をしている相談員の方は、正職でない方が多いのですよね。それで、何年か経つと辞めざるを得ないという場合か、普通の行政職の方が3年ぐらいで回ってこられて、この制度を周知した頃にはよそに転勤されるというような場合が多いです。本当に行政の支援、人的な保障も含めて何とかしてほしいと思っています。

これは、いわゆる区役所とか、福祉事務所にいる方だけではなくて、例えば女性センターとか、そういうところにおられる方たちも、相談員の方は、やはり期限付きの雇用で一定の期限が来ると辞めざるを得ないという方が多いので、支援の質を上げるためにも、何とかしてほしいなと思っています。

(上木氏)

原田先生のお話に補足させていただきます。婦人相談員はこれから女性相談員と名前が変わっていくと思いますが、昇給がないのです。だから、いくらプロフェッショナルになって、専門性があっても、何年相談員をやっている、ずっと期間雇用なので毎回ずっと一定なのです。

そもそも婦人相談員は、古い、まだ売春防止法の頃に作ったそのままの制度が残ってしまっていて、今実際はDVと虐待に関する一番の矢面に立つところなのですけれども、その専門性が全く行政に理解されていない。そこで当事者たちは、DVを理解していない相談員に当たると2次被害、3次被害という形で、ますます傷ついて動けなくなっていくという現状が残念ながら多々見られています。

(北川議長)

他にございますか。井田委員、お願いします。

(井田委員)

今日は、ご説明ありがとうございました。河西さんか上木さんにお聞きしたいのですけれども、DVの当事者になっていろいろな問題を抱えてしまったときに、法律家の力を借りずに、自分で解決するということは事実上可能なのか、その壁というのは、どういうところにあるのかということをご説明いただきたいというのが一つです。

二つ目は、法テラスでこういうサービスをやっているよということを、Say a - Say aにつながれた人はすごく幸せで、いろいろなことを教えてもらったりできると思うのですけれども、一般的にはどのようにして知り得るのかという最初の接点について、お聞きしたいと思いました。

あと、これはどなたにお聞きすればよいのかわかりませんが、償還する話というのは、法テラスにお返しするというイメージで、それプラス原田先生からご説明のあった報酬が発

生して2年間分についての10%というのは、これは弁護士さんが個人で取り立ての努力をしなければいけないのかという、そこが混乱してしまいましたので、誰が、誰の借りている貸し手として、取り立ての努力をしなければいけないのかという、その辺りの交通整理をお願いします。

(北川議長)

原田先生は一旦ご退席されたということですので、代わってご説明いただけたらと思います。順番に、まずはS a y a - S a y aの方からお願いいたします。

(河西氏)

最初のご質問、弁護士を使わずに、という方の話でしたよね。ごく一部いらっしゃいます。金銭的な面とか、精神的な面、私が先ほど言ったように区内でDV相談をしているのですが、その場合はそこでフォローできる範囲をフォローします。

事実上、私たちは正職ではないので、同行支援はできない条件が多いです。電話または面談で限りある時間内で予約を取ってきていただいて、そこで事細かく相談にのります。例えば、調停を申し立てるときの経過メモの整理とか、どういった心情なのか、実際に調停が始まったときに加害者である男性、最近モラハラ的な男性が多いのですけれども、どういった態度で、どういったことを言ってきて、これに対してこういう返答が出るかもしれない。そこまで想定してご相談に乗っています。

そのお陰かどうかはわかりませんが、それを基に何とか一人でも頑張ってみようかなと行って、実際に離婚できた方も何ケースかあります。

もう一つのご質問、法テラスへの案内ですよ。今はS a y a - S a y aも含めてDV相談などができる相談機関がたくさんあるのですけれども、そこに相談するとほとんどお金がない場合は、法テラスに3回まで30分ずつ、無料で相談できますよという案内はされると思います。区によっては、無料弁護士相談を奨励しているところが多くて、先生方の中にも携わっている方がいらっしゃると思うのですけれども、これがかなり有難いことで、一般でさえ弁護士に会うということはずごく勇気が必要で、緊張することですよ。それを自分の地元である区の相談に行っているところで受けられる、またはそこを通じてつながって受けられるということは、非常に心の支えになるということを皆さんおっしゃいます。

また、相性があるのでこの弁護士さんはだめ、もしくは残念ながら今は忙しくて期日を得られない、あるいは法テラスを使っていない方だという場合もあります。その場合は、場所によっては有り難いことに、違う弁護士さんに相談しましょうねという方法も取ることができる。私が行っているところはそういう対応ができています。

(上木氏)

私はS a y a - S a y aの中でやっているのですが、弁護士さんを使わないで自分でやろうとした女性たちから、もう立ち行かなくなつての相談から入ることが多いです。

ですから、先に自分で交渉してしまつて、または自分でいろいろとやって、調停も最中になつて、にっちもさっちもいなくなつたところで弁護士さんをお願いする、そういう相談

を受けて、それは無理ということで、弁護士さんをうちのほうから紹介するというケースが結構あります。そうした案件は弁護士さんの中でもかなりDVに精通した方でないと、交通整理が無理な状態になった困難ケースになってしまっていることがほとんどですね。

ですので、逆に私の経験上からは、弁護士を立てずにすべて夫と和解した、あるいは、和解してしまったけれども、その条件というのがほとんど夫の言いなりになった条件で、今とんでもないことになっているという相談で、やり直しというケースを何件か受けました。

ですので、基本的には、弁護士の方には是非入っていただきたいなと思っています。

(河西氏)

S a y a - S a y a が相談を受けた場合は、その方の精神状態をフォローするために、都度都度同行支援をします。弁護士のところに行く前に相談して、どういうことをこれからするか、どういうことが必要か、実際の弁護士との連絡、初めて弁護士のところに行くときも同行します。弁護士さんがよければ一緒に行って、実際の調停になったら家庭裁判所にも一緒に行きます。もちろん、同室はできないのですけれども、待合室で待っています。終わった後は、精神的なフォローとエンパワーメント、またはやれたことをお互いに共感して褒め合うといったことをしております。

(菅沼副会長)

担当副会長の菅沼です。報酬と立替等に関して、説明を補足したいと思います。原田先生の例を見ていただきながら説明するのが分かりやすいかなと思いますので、資料73-1-4、13/27のエクセルの表になった資料をご覧くださいでしょうか。

このケースでは、最初に代理援助決定がされて、10万6,400円を弁護士報酬とする。報酬が8万円の実費が2万円、あとは消費税ということですが、そのような決定がされて、そのときには、この10万6,400円は、法テラスから弁護士に支払われます。弁護士は、依頼者に対して法的サービスをします。依頼者は、法テラスに対してお金を返すということになります。大体、契約時に自動振替の手続をするので、この方の場合は12月25日から毎月の引き落としが開始されて、法テラスが立て替えた10万6,400円を、毎月5,000円ずつ返していくということになります。

6月14日に終結決定がなされて事件が解決したということです。この件の場合は、養育費が取れることになったということですね。そうすると、法テラスでどういう決定がなされるかという、まず、最初に払った10万6,400円のうち、まだここまでに払い終わっていない分については、これまでと同じように法テラスに直接払ってくださいということになります。10万6,400円のうち、ここまでに3万円払っていますから、残りの7万6,400円については、引き続き5,000円ずつ法テラスに払ってくださいね、ということになります。

それから、事件が終了して養育費が払われることになりました。そうしたら弁護士への成功報酬として、その養育費から基本的に1割、もらったものの1割をトータル2年分直接依頼者から弁護士に対して払ってくださいと、そういう決定がなされます。それは直接払いに

なります。

その結果、4万5,360円、7か月分の養育費報酬と書いてありますが、この時点でこれが1割だとすると42万円の養育費が夫から支払われ、その中から1割である4万2,000円プラス消費税を、依頼者の方が弁護士に支払うということになります。こういう約束であることを弁護士は分かっているのに、年が越えてもまだお金が入らない、報酬が支払われないと思うと、「申し訳ありません、養育費は支払われたでしょうか。その中から1割私に払ってくださいね」ということで弁護士から直接ご本人に請求をしなければなりません。それ以降の分、直接払いで決められた分については、法テラスは基本的に全くタッチをしません。

法テラスが管理をするのは、法テラスが最初に立替えた10万6,400円の残額が支払われるまでということになっていて、資料のケースでいくと最後の6,480円が支払われて、法テラスと利用者との関係はこれで終了したということになります。

その後7か月分の養育費が支払われたのが翌年の6月、ここでやはり報酬として4万5,360円が支払われた。その後2020年に6か月分が支払われたので、そこで1割をもらい、6月に4か月分払われたので、これで多分24か月分になります。こういう形で依頼者から直接弁護士に支払われることになり、もし支払いが遅れたりすると、弁護士のほうから依頼者に「どうなっていますか、支払われましたか。支払われたら1割こちらに送ってくださいね」というやり取りをしなければならぬというのが、今のご説明した法テラスの仕組みになっています。ですから、依頼者からすると法テラスに月々返さなければいけない償還の部分と、直接払いで弁護士に支払わなければいけない部分の両方を、離婚後に払っていかなければいけないということになります。

ちなみに、残念ながら夫が無職で養育費が払えません、離婚だけは成立しました、そういう場合には、法テラスも経済的な利益がない場合については直接払いには言わず、経済的な利益がない場合の基準がありまして、88,000円というのが今の標準なのですけれども、その場合には終結決定で報酬は88,000円、これを法テラスが立替えて、弁護士に一括で支払われます。残りは最初の立替金106,400円の残りである76,400円と今回新たに立替えた88,000円、その合計額をその後利用者が法テラスに払っていくことになります。

その場合には、原則3年の間に払ってもらおうというのが今の運用になっていますので、5,000円のままでは3年以上かかってしまうという場合には、ここで増額の決定がなされて8,000円になったり1万円になったりという調整をし、もちろん法テラスもいろいろ考えてはくれるので、それでは高すぎて毎月払えませんという、じゃこうしましょうか、というようなやり取りをして何とか支払っていくということになります。

(井田委員)

よく分かりました。ありがとうございます。

(北川議長)

その他よろしいですか。それでは、本日のヒアリングはこれで終わらせていただきたいと思います。河西さん、上木さん、原田さん、本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

本日お伺いした内容を踏まえながら、引き続き市民会議で検討を進めてまいります。それでは、ご退席をお願いいたします。どうも今日はありがとうございました。

それでは、ただ今のヒアリングを踏まえまして、今後の進め方を含めて、委員間討議を行いたいと思います。前回の会議において、市民会議として何らかの取りまとめを行う方向性は確認いただいておりますので、それを前提に取りまとめの内容、形式等について、ご意見をお伺いできたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

(服部事務次長)

資料の関係ですが、委員間討議資料の73-2-2につきまして、前回の市民会議の際に委員の先生方からいろいろ頂戴しましたご意見を大きく3項目に分類いたしまして、その発言の要旨を当方でまとめさせていただいたものです。

5/7からになりますが、立法事実・必要性・制度設計、予算・他事業との調整、PR・世論の形成という3つの項目に大きく分類をいたしまして、それぞれ委員の先生方から頂戴したご意見の内容の要旨をまとめさせていただきましたので、ご参考にしていただければと存じます。

(北川議長)

ありがとうございます。それでは、ご発言がございましたらお願いいたします。河野委員、お願いします。

(河野委員)

改めて、どういう提言にするか、具体的にどこに手を加えていくかということで、私は全くの素人なのでお知恵をいただきたいのですけれども、期間が、終結してから3年以内ですよ。その期間の問題と、それから金額の決定ですね。その金額の問題なのでしょうか。今のところは全額償還ということになっていきますけれども、それを例えば割合で3分の1とか、2分の1は返してくださいというような、具体的な改善につなげていくとなったら、どういうことが考えられますでしょうか。手元にあるデータから、いくつかご示唆いただくと有り難いかなと思ったのですけれども。

(北川議長)

これは、日弁連からはどうですか。

(菅沼副会長)

今の償還の期間、償還の総額、それから免除の在り方、これはいずれも現在の運用の改善方向という意味では、いずれも問題になり得る話だろうとは思っています。

本当に難しく、例えば期間が3年だとなかなか毎月の金額が大きくなってしまふ。それだったら延ばそうかということになると、何と申しますか、そういうつらい時期がずっと長く続いて、弁護士にもずっと返していかなければいけないというようなことになってしま

います。

金額の問題に関しては、もちろんその利用者の方にとっては、金額は少ないほうがいいのかもかもしれませんが、実際それを担う弁護士、先ほど原田弁護士からも話がありました。が、そもそも一般の弁護士報酬に比べてかなり低い水準で設定されているものですから、これを更に利用者の負担を無くそうと、負担を軽減するという事で費用の基準を下げるといふことになる、それを担う弁護士がきちんと確保できるのか。質が確保できるのかという様な様々な問題になってしまうので、その辺りが非常に難しいところだと思っています。

総額の問題は、それこそ給付制になっていけば利用者の負担にはならず、あとは弁護士の労力とか、そういうものに見合ったもので、納税者の納得がいくようにするにはどうすればよいかということ考えていけばいいかと思えますけれども、今の状態ですと、金額を減らすとその担い手の確保の問題になり得るということで、この問題の解決のためには、やはり給付をベースに考えるべきではないかというのが、私ども日弁連が考えているところです。

一方の償還について、全部償還しなければいけないということではなくて、例えば半額償還したならば残りは免除するとか、そういうような在り方というのは、いずれにしても、現状からすれば利用者の負担軽減にはつながりますので、そういう選択肢、給付にまではなくても償還を前提として、そういうような形で利用者の負担を軽減するというのは、いくつかの選択肢としてはあり得るのかなと思っています。

ですから、そうしたことも含めて、こういうこともあり得るのではないか、ああいうこともあり得るのではないか、ということで、いろいろなご提案をいただければ有り難いと思っています。

(河野委員)

ありがとうございます。具体的なルールのところには手を加えるというよりは、大きな方向性として、現状得られている知見を基に給付制にシフトするところを大きな目標に掲げて、そちらの方向で社会的にも政治の分野にもしっかりとアピールをしていくところかなと理解しました。

(北川議長)

今日、ヒアリングを済ませて、その後の順序もご用意されるようなこととなりますでしょうか。それも踏まえてご説明いただいて、その上で委員の皆さんからご意見をいただくということで、いかがですか。

(矢倉副会長)

ありがとうございます。それでは、今後のスケジュールについてご説明させていただきたいと思っています。

まず、本日皆様からのご意見をいただきまして、それを踏まえて市民会議としてお取りまとめいただく案のたたき台を作成させていただき、それを10月下旬から11月上旬を目途に委員の皆様にお示しして、内容についてご説明させていただく機会を設けたいと考え

ております。

そこで、更にご意見をいただきまして、何度かご確認いただく機会を設けながら、ブラッシュアップしたものを、次回12月19日にご予定いただいております第74回会議でお取りまとめいただくことを想定しております。

(北川議長)

タイムスケジュールとしてはそういうことでございますが、小林会長、それに至る過程と言いますか、若干ご見解がございましたらどうぞ。

(小林会長)

手順のスケジュール感としては、矢倉副会長が今申し上げたとおりであります。それで、最初議長からお話をいただいたように、どういう形式で行くのかということが一つあります。

もう一つは、内容です。今、河野委員から、給付にシフトしていくのだという、そういう方向性の取りまとめと理解をしましておっしゃっていただきましたので、そういう方向で、今日出された問題点について、内容的には整理していくと。それで、今日お話をいただいたS a y a - S a y aの方や、原田弁護士が取り扱っている、いわゆるひとり親家庭の女性の離婚事件などを見ると、結構厳しいし、具体的に報告をいただいた中で、異口同音におっしゃっているのは、やはり毎月毎月の償還金、これがなくなればどんなに楽だろうかということですので、そういうことからすると、これは基本的には給付という形にして、償還求めず、給付という形で取切りを目指していくということを考えてはどうかなどは思います。

免除という方法もないわけではありません。免除という方法、これは免除すれば、結果的には給付と同じなのですけれども、免除でも選択肢であると菅沼副会長が言いましたけれども、それはあるかと思えます。現在の償還制からすると、制度的には融和性はあると思えます。

ただ、先ほだちょっとお話が出ました未成年者であるとか、あるいは成年後見の本人申立、これは債務負担行為なものですから、償還制という制度を取っていると、この方々に対する支援ができないのです。ここが問題なのです。

高齢者社会を迎えている中で、将来が不安なために、成年後見は法テラスを使って申立てをしたいという人は、かなりおられます。しかし、これが一切利用ため、我々も困っているのです。

自治体のほうもこういう状況があるので、自治体の長が長による職権の申立てをしてくださっているところもあることはあるのですね。しかし、これは原則的な形ではありません。やはり、法テラスを利用して、そういう方々が成年後見本人申立にも使えるようにすることが必要です。それから、もう一つは、未成年者、子どもの虐待とか、そういった案件にも法テラスが使えるということになると、債務負担行為である償還ではなくて、給付という制度を利用していく必要があるのではないだろうかと思えます。

こういった償還制度では利用できない対象者がいるということ。ひとり親家庭、母子家庭

のような方に対する弁護士報酬の毎月の償還。事件の開始からずっと、事件終結後も更に何年間も返していかなければいけない。そういう社会生活に不安を抱えながら、借金を返していかなければいけない。

それを早く解決してくださると、先ほどいみじくもおっしゃっていました。ヒアリング資料の27/27の最後のまとめのところに「返済義務は脅迫的に女性の精神を圧迫し、また経済的にも生活を脅かすものでしかありません。国などの保障があれば、どんなに彼女たちが安心して早く回復できるでしょう。結果的には、国のためになり、社会の一員として元気に自分らしく生きることができると思います」と書かれていますけれども、本当にそうだなと思うので、こういった類型の方についても、原則的な給付制という制度を取っていくべきではないかと、そういう方向での提言をしていただけると、立法事実として、時機を得た方向性の提言になると考えられます。

償還制と今の制度の中で、弥縫的と言いますか、部分的な解決ということからすると、免除を拡大していくという方法もないわけではありません。

しかし、先ほど申し上げた成年後見の本人申立とか未成年者のような、根本的に制度として救済できない人たちが生じてしまうのだということをご認識いただいて、方向性を模索していただければと思います。

湯浅先生等は、この辺りは専門家ですし、これまでも取り扱ってこられたと思いますので、先生の意見なども是非お聞かせいただければと思っております。

(北川議長)

湯浅委員、お願いします。

(湯浅委員)

基本的に今小林会長がおっしゃった方向でよろしいのではないかと思います。償還の拡大ではなくて、給付ということであれば、前面に出す事例は、先ほどの未成年の方の法律行為の取消案件などのほうがいいかなと思ったのですけれども、やはりそうした方に関しては、今日のように何か当事者の方からご発言いただいたり、お話を伺うのは難しいという感じなのでしょうか。

(小林会長)

この問題は非常に難しいのです。というのは、未成年者、子どもさんですので、しかも現在でいくと18歳未満となるので、中学生とか高校生ですよね。そういった方から話を聞くというのは、なかなか難しいところがあります。

これについては、子どもの代理人をやっている弁護士もおりますので、場合によってはそういった弁護士から話を聞くということは十分あり得ると思います。

日弁連は、子ども委託援助事業といって、自主事業という形で日弁連が支援をしている事業もあります。それでそういう代理人を専門的にやっている弁護士もかなりいます。そういった話を聞くことは可能ですけれど、当事者本人からはなかなか難しいかもしれません。

ですから、先ほどの原田弁護士のように、代理人として関わっている方から実情を聞いて

いくというのが、理論的にも整理されるし、いいかもしれません。ただ、これについては報告書面などもかなり出ておまして、書面で明らかになっているところも多いので、あえてヒアリングまで必要かどうかということは、ご判断をいただければと思います。

(湯浅委員)

ありがとうございます。そこら辺の事情を聴きたかったので、私としては、それがないと何かできないということにはならないだろうと思いますので、委員として、声明等を取りまとめることについては、基本的に賛成です。ありがとうございました。

(北川議長)

太田委員、どうぞ。

(太田委員)

私からも若干コメントをさせていただきたいのですけれども、今日のお話をお聞きしまして、この給付制度の創設は、これは絶対的に不可欠だと、今日お話を聞きまして確信しました。

ちょっと先走って、補正予算でやったほうがいいと申し上げましたが、よく考えたらとても間に合わないのですけれども、そのぐらいの切迫感を持たなければいかんという話だと思います。これだけの物価高で、本当に生活困窮されている方が多いので、やはり給付です。給付することによって、今湯浅委員からもコメントがあったように、未成年者の問題がまず解決できるという大きなメリットがありますよね。

それから、前回私が指摘した遡及性の問題とも絡んでくるのかなと思ひまして、償還免除ということになると、過去に支払った人とか、今支払っている人、これから1年、2年支払う人をどうするのかという問題があります。何か特例制度を設けられないかということですね、給付の概念で。ですから、その整理をしていただきたいと思います。いずれにせよ、私も給付で賛成です。

今日お話を聞きしていて、一番思ったのは、これは正しい言い方かどうか分からないし、私も全くの専門分野外ですから、素人考えで思ったのですけれども、これは現代の宿痾です。要するに新自由主義がここまで進んで、ジェンダーフリーギャップですね。女性がこんなにひどい目に遭わなければいかんというのは、これはやはり日本社会は遅れているという話です。

だから、今回給付にただけでは、とてもじゃないけれど、皆さんの生活はよくなりません。給付は最低限必要なのです。給付にすることによって、最低限必要なところに行政が手を入れることによって、支援の手を差し伸べることによって、もっとエンゲージしてほしいと思います。相談員の問題だって、プロフェッショナルが全くいないという現場とは一体何なのか、という話です。これも宿痾です。行政の怠惰そのものです。

大事なことは、今回の給付というのは、人への投資につながるという概念をやはり前面に出すということだと思います。給付にすることによって、これが未来をつくっていく子どもたちの将来、未来につながっていく、それは大切な人への投資なのだという事です。宿痾

という言い方は強すぎたかもしれませんが、それが現代の日本社会が抱えている問題を解決していく一つの処方箋を示すことになると思います。何か、そういうビジョンや方向性を示すような提言を是非まとめられたらと思います。もちろんこちらがお願いする側なのですが、やはりそうしたナラティブが必要だと思います。是非、そのきっかけにいただけたらいいなと思いました。

(小林会長)

太田委員、本当にありがとうございます。今のご指摘は、社会的な現在の世相を分析する上で、大変重要なことだと思います。今、政府は新しい資本主義ということを行っているわけですが、何をやりたいのか、どういう内容なのか全然伝わってこないのですよね。

しかし、書面を読んでも、明確に中間層の復活ということを言っています。その中で、非正規雇用、あるいは、いわゆるひとり親家庭、母子家庭というような表現もしておりますけれども、そういった中間層の復活をしなければいけない。中間層を復活する、そのために新しい資本主義で、生活困窮者を支援していきましょう、母子家庭におけるひとり親家庭、こういった方も支援していきましょう、としています。

これは、新自由主義的な弊害として分断社会ができてきた、格差も出てきた、それを是正していくことが新しい資本主義であると。人への投資ということを行っているわけです。新しい資本主義の大きな方向性にも合致していることだろうと思いますし、言うだけではなく実践をしていただかなければいけないので、そういう意味で、発信力のある市民会議の先生方の連名で、そういったご提言をいただくということは、とても意味があることではないかなと思っています。

太田委員がおっしゃった秋の補正予算でやれという、これはとても元気の出る話でありまして、秋の補正でなくても、来年以降の補正も当然どこかの段階でやらざるを得ませんよね。この物価高、円安の状況を踏まえて、何らかの方向性を今の政府としても出していくということはとても大事なことで、与党だけの問題ではなくて、国の政治を担う全政党が、この問題についてしっかりとしたビジョンを示していただければ有り難いと思いますので、その一助となるような提言を是非、市民会議で出していただければと思います。格調の高い大きな方向性を踏まえながら、そしてこの問題が、いかに重要な問題として位置づけられるのかという、そういう視点から問題提起をしていただきまして、それを実現するために我々も汗をかきたいと思っています。

(北川議長)

井田委員、いかがですか。

(井田委員)

ご説明ありがとうございます。私も給付ということによって、今は債務負担行為であるがゆえに、自動的に対象にならないカテゴリーの人が出てくるということもなくせるのであれば、給付にするしかないし、そこに十分な説得力があると思うのですが、一つ思いましたのは、そういった完全に除外される未成年であったり成年後見の人たちであったり

というように、完全に除外される領域があるということは、制度ができたときにおそらく予想されていたことだと思うのですが、政府なり国会で審議される中で、それでも償還制となってしまった経緯というのを、逆に知りたいなと思ったのですが、いかがでしょうか。
(小林会長)

前回に少し触れたのですが、総合法律支援法は償還制を前提とした法律になっているのです。援助した人に対する法律相談、あるいは代理援助は、資力に関わらず、償還が前提になっています。

この法律は、以前は民事法律扶助法というものでしたけれども、それができたときに、当然そのときも償還制がとられています。それを更に遡ると、昭和27年、1952年に財団法人法律扶助協会ができました。これは、日弁連の費用でファンドを作ったものです。そのときには、償還制ではなくて給付制をとっていました。

ところが、当時270万円でスタートしたために、どんどん出ていくばかりで、お金が入ってくるというものも想定はしていたのですが、返してもらって回っていかざらうと考えていたのだけれども、そこが制度設計として甘くて、6年後には財政破綻を来して、国の援助を求めざるを得なかったということがあります。

昭和33年から、国の支援、助成を求めることになりました。これは苦渋の選択です。そこから徐々に国が介入することになりますけれども、そのときに当時の大蔵省は、支援はするけれどもそれは返してもらおうと、相手方から利益を得た場合だろうがなかろうが、全て償還をするのだという償還制がとられました。

日弁連が当初予定をしていた法律扶助協会の制度の給付制は、そこで一旦やめになって、原則償還制が取られるようになりました。そういう経過があつて、今日に至っているということです。

ですから、日弁連が国会の論戦の中で、償還制にしないで給付制にしてくれという議論をする場所がなかったのです。唯一あつたのは、1994年に法務省が発足させた法律扶助制度研究会というのがありました。そこで議論したときに、日弁連と法律扶助協会は、利用者の負担の在り方については、償還ではなくて給付制に行くべきだと、そうしないと、保護できない人がいるということはずっと言い続けて、この利用者負担の在り方については、日弁連・法律扶助協会の給付制と、法務省のいわゆる償還制が両論併記になりました。両論併記になって、その議論は解決されないまま今日に至っているということです。

そういう意味で、償還制というのは問題をはらむものだ。そして国の便宜で、お金を最小限で回していくという財政効率を前面に押し出した制度であると。償還制というのは、単なるリーガルローンで、エイドではない。リーガルエイドというのは給付ですから、諸外国やG7から見ても、償還制の制度を採っているところはありません。そうした制度的、歴史的な背景があるということです。

(井田委員)

分かりました。結果的に償還制でも、生活保護の人とか、それに準じるところは免除され

ているわけですから、政府がいくらか負担しているという意味では同じなので、見え方とか言い方の違いなのだったら、給付でいいじゃないかと思います。かつ給付に切り換えれば、先ほどから話題に出ているような救えない方々も対象にし得るところで、98年の経緯というのは私知りませんでしたので、そのときの報告書などを読みたいなと思いました。

(北川議長)

清水委員、お願いします。

(清水委員)

本日、ご説明いただきましたが、今後具体的な内容に関して、文章でどのようにまとめていくのか、ということはあるものの、基本的には可能であれば給付制でよいかと思います。

村木副議長からのご質問に答えていただく形で、具体的な金額であったり、対象の範囲、事件別の内訳等のデータも示していただいた上で、金額的には十分対応できる予算に組み込めるのではないかと思いますけれども、課題も多いと考えております。

先ほど、湯浅委員からも当事者の声というお話がありましたが、どういうふう理解を得るのかなど、法務省の審議会においても議論する必要はあるのではないのでしょうか。奨学金も一応給付制となっているものの、一定の条件が付いております。誰でも申請すれば通るといわけではありませんので、以前に議論になったことも含めて課題は多いだろうなと思います。

今後、提言書は提言書で訴えていくのはよいと思うのですけれども、具体的な制度になっていけば、様々な方からの指摘等が出てくると思いますが、皆さんの御意見のとおり、基本的には給付制に持っていければ持っていくという方向でまとめていくのがよいと思います。

ただ、相当実現に難しいところがあるということ踏まえた上で、本当に取っていくためにはどうしたらいいのかということ、技術的な面も含めて考えていく必要があるのかなと思いました。

当事者からの是非にという、そういう声については大事にしていく必要があると思います。

(北川議長)

ありがとうございました。時間が迫ってきていますけれども、小林会長、なかなか難しい話だとは思いますが、例えばゲームチェンジと言いますか、全く新しい発想で、新しい資本主義もそうなのですけれども、SDGsの観点からも、本当に取り残している人がいないのかというところから入って、給付は私もよいと思うのですけれども、その度合いとか、ここでいろいろなご意見をいただいて、委員の皆さんのお気持ちはよく分かったつもりなのですけれども、次の会議で一応皆さんのご了解をいただくような案を出したいと思います。

(村木副議長)

そうですね。今日、給付制じゃないと救済できないパターンをきっちり出していただいた

ので、これはすごく説得力があるし、救済したい人だなというのは分かると思います。

それからもう一つ、委員討議用資料の1枚目、こういうケースがあるのですよと説明されているのは、母子家庭、離婚DVの例を引いていて、今日のヒアリングもほとんど母子家庭、離婚DVのケースだったので、逆に同じ資料の4/7のところで見えていくと、ケースが多いのは自己破産なので、自己破産はしちやえぼもう払わなくていい人たちになると。その次が離婚等なので、これが今日お聞きしたような是非救済してあげたいというか、返済に充てている5,000円は子どもに回したいですよ。その気持ちは非常によく分かるし、非常に辛い状況の方で、そこを救済したいと私も思います。その上で、もしSay a - Say aさんが要望書を出すのならそれでよいのだけれど、日弁連が出すとしたら、そのケースだけではなくて、全体の説明を求められると思うので、一体この11万件やっているものが、基本は全部給付制にしなければいけないと言えるような整理はしなければいけないかなと思いました。

それから、もう一つは、その前の頁の3/7で、立替金を償還してもらったら、それをまた法律扶助の予算に使って回しているわけですよ。その財源は、これで見ると限り120億円弱ですよ。本当に丸のまま全部給付にして、誰からもお金を取りませんと言ったら120億円ぐらいの予算が毎年いるということですよ。

(小林会長)

利益が得られた場合には償還も求めますので、120億円弱がそのまま財政負担になるわけではなくて、試算としてはその半分ぐらいだと見えています。

(村木副議長)

半分ぐらいとすると、5~60億円でしょうか。

(小林会長)

5~60億円ですね。既に生活保護受給者については、約50億円が免除になっていますから、これも現在は国が負担しています。

(村木副議長)

今50億円ぐらいの免除実績があって、返してもらっているのが110億円ぐらいというデータですよ。この110億円のうちのいくらまで給付制にできるかということなので、割と大きな規模の予算の話をしているということですよ。

イギリスとか韓国は一定の負担があるということですよ。素人であればお願い何とかして、そのやり方は皆さんで考えてください、と役所に要望が出せると思うのですが、きっと日弁連はそうはいかないわけですよ。

(北川議長)

これまでのご意見も踏まえて、皆さん方にそれぞれ確認させていただきながら、12月の次回会議を迎えるということでもよろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただき、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思えます。

次回は12月19日の午後3時から5時に開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

5. 閉会

(北川議長)

それでは、予定しておりました審議を終了させていただきたいと思いますので、次回の会議にご出席のほど、よろしく願いをいたします。皆さん、どうもありがとうございました。

(了)